

但し事業ノ開始ハ七月一日トス若シ尚延期ノ必要起リ  
 タル場合ハ半日給ヲ支給スルコト  
 二會社ハ休業中ノ手當トシテ金二千五百圓ヲ支給スルコト  
 (但シ支給シタル十四日分ノ手當ハ其後支給スルモノトス)  
 但シ内金一千七百圓ハ五月末日迄ニ支拂ヒ残金ハ事業開  
 始後二ヶ月以内ニ支拂フコト

勞務第一一〇七號

昭和七年四月十五日

警視總監 大野録一郎

3764

大日本労働組合連合会  
 労働局長 官殿

合資會社大日本護謨工業労働争議ニ関スル件

要旨  
 會社ノ事業不振ヨリ高給職工四名對シ日給一割五分値下ヲ内示シタルニ從業員八名ニ及  
 對シテ八名罷業スル

一 争議發生ノ場所 東京府下南千住町三丁目二十一番地所在標記工場  
 二 事業主側

名 稱 合資會社大日本護謨工業所  
 代表者 島藤 麟

化

發生 四十一 解決  
 使用労働者 十五(女二)  
 争議参加者 八(女二)  
 関係労働組合 協全会